

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

平成28年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日  
道道 江差木古内線 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林檜山森林管理署2282林班と1小班地先から 平成28.11.30  
北海道渡島総合振興局 上磯郡木古内町字大川国有林檜山森林管理署3164林班へ小班地先まで 午後3時  
函館建設管理部

## 目次

### 告示

- 土地改良法による道営換地処分…………… (農業施設管理課) 72
- 道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 72
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (維持管理防災課) 72
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 73
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 74

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 75
- 特定調達契約に係る入札の公告 (2件) …………… 76

### 道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定…………… 78

### 道選挙管理委員会告示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表…………… 79

### 道公安委員会規則

- 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… 79

## 告 示

### 北海道告示第698号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、共和町西老古美地区の換地処分をした。

平成28年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第699号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

### 北海道告示第700号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

長万部高砂1地区急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱19号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
山越郡	長万部町	長万部	422番32	1
同	同	同	421番3地先国有地	2
同	同	同	421番2	3
同	同	同	421番2地先国有地	4
同	同	同	420番2	5
同	同	同	同	6
同	同	同	同	7
同	同	同	420番1地先国有地	8
同	同	同	420番1	9
同	同	同	420番8	10
同	同	同	同	11
同	同	同	同	12
同	同	同	411番386	13
同	同	同	420番11	14
同	同	同	420番14	15
同	同	同	422番63	16
同	同	同	420番14	17

同 同 同 422番110 18  
同 同 同 422番32 19

**北海道告示第701号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
大和下の沢川（Ⅱ-32-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町大和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
芝伏川2の右沢川（Ⅱ-32-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
南下沼の沢川（Ⅱ-53-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町字下沼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延一の沢川（Ⅱ-53-0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町字幌延（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延二の沢川（Ⅱ-53-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 天塩郡幌延町字幌延（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延四の沢川（Ⅱ-53-0200）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町字幌延（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延幌延6（Ⅰ-5-123-3115）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町字幌延（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延幌延5（Ⅰ-5-122-3114）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町字幌延（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延幌延4（Ⅰ-5-118-2335）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町栄町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌延幌延（Ⅱ-5-144-1725）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡幌延町字幌延（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
オロエン左の沢川（Ⅱ-32-0300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町大和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
豊浦大岸5（Ⅰ-3-325-1965）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町大岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
豊浦大岸4（Ⅱ-3-191-1364）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町大岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
公園沢川（Ⅰ-32-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町字礼文華（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
大岸右の沢川（Ⅰ-32-0220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町字大岸、字豊泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
大和右の沢（Ⅰ-32-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町字山梨（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
芝伏川1の沢川（Ⅱ-32-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
豊浦大岸6（Ⅱ-3-192-1365）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
虻田郡豊浦町字大岸、字豊泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

<p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幌延幌延1 (Ⅱ-5-142-1723)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 天塩郡幌延町字幌延 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>天塩郡幌延町字幌延 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>																
<p><b>総合振興局告示及び振興局告示</b></p>																	
<p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幌延幌延2 (Ⅱ-5-143-1724)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 天塩郡幌延町字幌延 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幌延幌延3 (Ⅰ-5-117-2334)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 天塩郡幌延町字幌延、栄町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東ヶ丘スキー場の沢川 (Ⅰ-53-0180)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 天塩郡幌延町字幌延 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幌延三の沢川 (Ⅱ-53-0190)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>	<p><b>北海道胆振総合振興局告示第70号</b> 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年11月29日</p> <p style="text-align: right;">北海道胆振総合振興局長 本 間 研 一</p> <p>1 落札に係る物品等の名称 (1キログラム当たりの単価) 及び調達予定数量</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (胆振地区)</td> <td style="text-align: right;">1,850,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(2) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (日高地区)</td> <td style="text-align: right;">300,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(3) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (胆振地区)</td> <td style="text-align: right;">48,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(4) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (日高地区)</td> <td style="text-align: right;">30,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(5) カルボン酸塩系 (粒状凍結防止剤) (胆振地区)</td> <td style="text-align: right;">34,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(6) すべり止め材 (砂・碎石 混合) (苫小牧出張所)</td> <td style="text-align: right;">560,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(7) すべり止め材 (砂) (洞爺出張所)</td> <td style="text-align: right;">980,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(8) すべり止め材 (砂) (門別出張所)</td> <td style="text-align: right;">10,000キログラム</td> </tr> </table> <p>2 落札を決定した日 平成28年10月18日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社東宏 イ 住 所 札幌市東区東雁来9条3丁目2番3号</p> <p>(2) 1の(2) ア 氏 名 株式会社ゴードー イ 住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号</p> <p>(3) 1の(3)及び(4) ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地</p>	(1) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (胆振地区)	1,850,000キログラム	(2) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (日高地区)	300,000キログラム	(3) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (胆振地区)	48,000キログラム	(4) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (日高地区)	30,000キログラム	(5) カルボン酸塩系 (粒状凍結防止剤) (胆振地区)	34,000キログラム	(6) すべり止め材 (砂・碎石 混合) (苫小牧出張所)	560,000キログラム	(7) すべり止め材 (砂) (洞爺出張所)	980,000キログラム	(8) すべり止め材 (砂) (門別出張所)	10,000キログラム
(1) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (胆振地区)	1,850,000キログラム																
(2) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (日高地区)	300,000キログラム																
(3) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (胆振地区)	48,000キログラム																
(4) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (日高地区)	30,000キログラム																
(5) カルボン酸塩系 (粒状凍結防止剤) (胆振地区)	34,000キログラム																
(6) すべり止め材 (砂・碎石 混合) (苫小牧出張所)	560,000キログラム																
(7) すべり止め材 (砂) (洞爺出張所)	980,000キログラム																
(8) すべり止め材 (砂) (門別出張所)	10,000キログラム																

(4) 1の(5)

ア 氏名 ソリトン・コム株式会社  
イ 住所 札幌市中央区盤渓365番地

(5) 1の(6)

ア 氏名 道路建設株式会社  
イ 住所 札幌市北区北7条西4丁目3番地1

(6) 1の(7)

ア 氏名 道路工業株式会社  
イ 住所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号

(7) 1の(8)

ア 氏名 さくら佐藤建設株式会社  
イ 住所 新冠郡新冠町字中央町17番地の9

4 落札金額

- (1) 14.30円
- (2) 14.30円
- (3) 34.00円
- (4) 34.00円
- (5) 190.00円
- (6) 20.00円
- (7) 8.70円
- (8) 89.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年9月2日付け北海道胆振総合振興局告示第65号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

#### 北海道オホーツク総合振興局告示第139号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年11月29日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自動車の交換契約 軽貨物自動車 1台  
（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、軽貨物自動車1台を当該契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月13日（月）
- (4) 納入場所 斜里郡清里町羽衣町39番地 網走農業改良普及センター清里支所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年11月29日（火）から同年12月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-0855 網走市北7条西3丁目  
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階3号会議室(送付による場合は、郵便番号 093-0855 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係)
- (2) 入札日時 平成29年1月11日(水)午後1時30分(送付による場合は、同年1月10日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 8 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 自動車賃貸借契約 台数未定
- (2) 予定時期 平成29年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0608

## 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 11, 2017  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 10, 2017)
- C Contact : Administrative Division, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan  
Phone : 0152-41-0608

## 北海道オホーツク総合振興局告示第140号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年11月29日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎一

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の購入契約その1 1台

イ 複写機等の購入契約その2 1台

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 別紙仕様書による。

- (3) 納入期日 平成29年2月13日(月)

- (4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。

- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年11月29日（火）から同年12月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目  
北海道オホーツク総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課需品係

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎 4階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成29年1月11日（水）午後3時30分（送付による場合は、同月10日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 複写機等の賃貸借契約 台数未定

(2) 予定時期 平成29年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuunnai.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0608

#### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Purchase of a copying machine 1 set
- b Purchase of a copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., January 11, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 10, 2017)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefecture Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

## 道 収 用 委 員 会 告 示

#### 北海道収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年11月29日

北海道収用委員会会長 澤田 昌 廣

国土交通大臣

1 事件名

平成28年（収）第5号 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事及びこれに伴う町道付替工事収用事件

3 事業の種類

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道亀田郡七飯町字仁山地区から同道茅部郡森町字赤井川地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

2 起業者の名称

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
亀田郡七飯町字仁山	654番	山林	17,803	17,876.87	3,908.16	田村 幸治	網走郡美幌町字野崎10番地の21 ただし、登記簿上の住所は、網走郡美幌町字野崎10番地21	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

平成28年11月18日

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成28年11月29日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史

道 公 安 委 員 会 規 則

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第8号

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正す

る規則

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1号中「刑事部」の次に「、交通部」を加える。

第2号中「鑑識課」の次に「、交通課」を加える。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。